

国家公安委員会委員長
あかま 二郎 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和8年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	福	田	俊	史
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	渡	辺	穰	爾
鳥	取	県	町	村	白	石	祐	治
鳥	取	県	町	村	山	本	芳	昭

犯罪被害者支援施策の充実と財源の確保について

《提案・要望の内容》

- 各地方公共団体が地域の実情に応じて講じる犯罪被害者に係る支援施策に対する十分な財政措置を講ずること。
- 都道府県間で被害者救済及び損害回復に格差が生じないように、国において性被害も含め被害者に寄り沿った包摂的な制度拡充を行うこと。
- 犯罪被害者等の損害からの確実な早期の回復及び負担の軽減が図られるよう、国による賠償金の立替払制度の創設等も含め更なる支援施策の充実を検討すること。

<参考>

1 鳥取県における支援体制・支援施策

鳥取県では、令和6年4月、県知事部局に犯罪被害者支援を専門的に行う組織「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、県、県警察、民間支援団体が連携して性被害者も含めた犯罪被害者等への支援をワンストップで提供するとともに、令和8年4月には、県及び県内全ての市町村が協力し、国の制度を補完する犯罪被害者のための県内統一の経済的支援制度とその他の犯罪被害者等支援基金を創設し、犯罪被害者に寄り添った支援の充実と安定的な支援基盤強化を行った。

犯罪被害者支援に係る事業費：120,960千円（令和8年度）

<支援体制>

- ・県内3拠点で全県をカバーする犯罪被害者総合サポートセンター職員 9名
（うち福祉職1名、県警職員3名（うち心理職1名）、警察官OB2名）
- ・民間支援団体への委託（被害者の相談、付添等の直接支援等業務）
相談窓口：とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとっとり

<支援施策>

- ・経済的支援制度（犯罪被害者総合サポートセンターでの面談により生活支援や福祉的支援へも接続）
 - 死亡・重傷病緊急支援金（被害直後に迅速に支援）
 - 転居・防犯対策緊急支援金（身体的被害がない場合も支援）
 - 生活維持緊急支援金（罪種を問わず被害により一時的に生活に困る場合を支援）
 - 遺児等支援金（被害者の兄弟姉妹を含め子どもを支援）
 - 再提訴等支援金（損害賠償請求権の消滅時効更新のための再提訴費用等を支援）
- ・犯罪被害者等の生活支援事業

支援制度（例）

- 家事（調理、衣類の洗濯、住居の掃除・整理整頓、買い物など）
- 介護（入浴、食事、排泄などの介護支援）
- 配食（食事の宅配など）
- 一時保育、学習支援（家庭教師、通信教育、学校への送迎など）

2 鳥取県内の被害者等の声（令和6年度「鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」等意見より）

住んでいるところで支援のでこぼこがあってはならず、絶対補償されるという土台は作ってほしい。そのためには国全体で広く深く考えてほしい。